新潟市国家戦略特区推進体制

内閣府

内閣総理大臣

区域方針
① 決定

区域計画
② 申請

国家戦略特区諮問会議

・内閣総理大臣　・国家戦略特区担当大臣
・民間有識者（ワーキンググループ）

区域計画
意見
③ 認定
同意

関係各省庁

新潟市国家戦略特別区域会議

【構成員】
・国家戦略特区担当大臣
・新潟市長
・特定事業の実施主体の代表
・区域計画等に密接な関係を有する者

【所掌事務】
・特区区域計画の策定、変更
・区域計画の実施にかかる連絡調整
・特区における必要な協議
・進捗管理、定期的な評価

【特定事業の公表】
・特定事業の内容
・想定される実施主体

【起業相談】
・労働条件事前相談
・雇用指針の作成
（雇用労働相談センター）

申し出
応諾
参画
（※代表者）
相談
助言

民間事業者（国内外）

情報提供　意見・提案

新潟市国家戦略特区推進本部（庁内）

【構成員】
新潟市長、副市長、政策企画部長、農林水産部長、ほか関係部区長等

【所掌事務】
庁内での情報提供、関係部局間の連絡調整等

情報提供　意見・提案

新潟市国家戦略特区推進協議会

【構成員】
新潟市長、大学、農業団体、民間企業、特定事業実施主体等

【所掌事務】
情報提供、民間意見・要望集約、その他

意見・提案
情報提供